

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

日頃より、本市の小中学校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されます。これに伴い、文部科学省は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定しました。本市においても、感染症対策の見直しを行い、お子様が安心して充実した学校生活を送ることができるよう教育活動を進めてまいります。引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、日常の基本的な感染症対策（手洗いや換気など）は引き続き行います。
一方、感染状況が落ち着いている状況では、これ以外の特段の感染症対策は行いません。
- 地域や学校において感染が流行している場合は、活動場面に応じて、以下の措置等を一時的に行うことがあります。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・互いに触れ合わない程度の身体的距離を確保すること など

2 日常の基本的な感染症対策について

基本的な感染症対策として、学校が日常的に行っている主な感染症対策は次の通りです。ご確認いただくとともに、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(1) 家庭との連携による健康状態の把握

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせずに、自宅で休養させてください。（「病欠欠席」の扱いとなります）
- お子様の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合には、学校保健安全法の規定に基づき、季節性インフルエンザ等と同様に「出席停止」の扱いとなります。
- ※ 同居家族の感染が判明した場合であっても、お子様に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合については、直ちに登校を控える必要はありません。
- ※ お子様や同居のご家族に基礎疾患があるため、登校させることに不安がある場合は、学校にご相談ください。

(2) 適切な換気の確保

- 気候上可能な限り常時（困難な場合はこまめに）、2方向の窓を同時に開けて換気を行います。

(3) 手洗い等の手指衛生と咳エチケットの指導

- 登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など、こまめに丁寧に手を洗うように指導します。（手を拭くタオルやハンカチ等は、共用はしないように指導します）
- 咳・くしゃみをする際は、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるように指導します。

(4) 抵抗力を高めること

- ウイルス感染症の感染防止には、身体の抵抗力を高めることが重要です。「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」に心がけるよう指導します。

3 その他

- マスクの着用は、求めないことを基本とします。着脱については、個人の主体的な選択を尊重して、個人の判断に委ねます。
- ※ マスクの着脱に関わり、不要な差別やいじめが起こらないように指導します。
- 新型コロナウイルス感染症等に係るワクチンの接種は強制ではなく、本人や保護者の判断が尊重されるべきものです。その判断に当たっては、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分にご確認ください。
- ※ 授業日（授業時間内）に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受ける場合は「出席停止」となります。副反応による体調不良による欠席は「病気欠席」となります。